

京都市告示第321号

都市計画区域内において、建築基準法第42条第2項の規定に基づく道路に接する敷地において建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合に建築物の敷地と当該道路との境界線を明示するために設置する杭を次のように定めます。

平成26年9月30日

京都市長 門川大作

杭（アルミ製，真鍮足付，40 mm×40 mm）



備考

杭は市長が無償で支給する。

杭の設置位置は、原則として、道路境界線の両端付近及び主な屈曲点の道路側とする。

杭は、コンクリート、モルタル等により、確実に固定すること。

(都市計画局建築指導部建築指導課)